

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、無線局（特定無線局を除く。）の運用開始及び休止の届出について述べたものである。電波法（第16条）及び電波法施行規則（第10条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①により届け出た無線局の運用を A 以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書により運用開始の届出を要しない無線局は、次の(1)から(8)までに掲げる無線局以外の無線局とする。
- (1) 基幹放送局
- (2) B であつて、電気通信業務を取り扱うもの、海上安全情報の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
- (3) 航空局であつて電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- (4) C
- (5) 海岸地球局
- (6) 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）
- (7) 標準周波数局
- (8) 特別業務の局（無線設備規則第49条の22に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA3E電波1,620kHz又は1,629kHzの周波数を使用する空中線電力10ワット以下の無線局を除く。）

	A	B	C
1	1箇月	船舶局	気象援助局
2	6箇月	海岸局	無線航行陸上局
3	1箇月	海岸局	無線航行陸上局
4	3箇月	船舶局	無線航行陸上局
5	6箇月	海岸局	気象援助局

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
- (1) 相手局の呼出名称 A
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 B
- ② 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならず、この応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
- (1) 相手局の呼出名称 C
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 D
- ③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「どうぞ」を送信するものとする。

	A	B	C	D
1	2回以下	3回以下	2回以下	1回
2	2回以下	2回以下	3回以下	1回
3	3回以下	2回以下	2回以下	3回以下
4	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A－3 次の記述は、無線局（包括免許の無線局を除く。）の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に **A** なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B** 以内にその免許状を **C** しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局については、次の表の左欄に掲げる無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。（注）

注 ただし、当該無線設備のうち、設置場所、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであって総務大臣が別に告示するものについては、同表の右欄に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無 線 設 備	必 要 な 措 置
(1) 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置	D 。
(2) (1)を除く船舶局の無線設備	空中線を撤去すること。

	A	B	C	D
1	届け出	1箇月	返納	電池を取り外すこと
2	届け出	10日	廃棄	送信装置を撤去すること
3	申請し	10日	返納	電池を取り外すこと
4	申請し	1箇月	廃棄	送信装置を撤去すること

A－4 送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局の送信設備であって無線電話による通信を行うものの空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限20パーセントとする。
- 2 海岸局の送信設備（注）で26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものの空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限20パーセントとする。
- 注 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置の送信設備を除く。
- 3 船舶自動識別装置の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限40パーセント、下限30パーセントとする。
- 4 VHFデータ交換装置の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限40パーセント、下限30パーセントとする。

A－5 次の記述は、義務船舶局（注）の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第13条第2項の船舶局をいう。

- ① 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局に備える無線設備の空中線は、 **A** により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。
- ② 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波 **B** を使用するものの空中線は、 **C** に設置されたものでなければならない。

	A	B	C
1	当該空中線の支持物の動揺	156.8MHz	通常操船する場所の近く
2	当該空中線の支持物の動揺	156.65MHz	船舶のできる限り上部
3	通常起こり得る船舶の振動又は衝撃	156.8MHz	船舶のできる限り上部
4	通常起こり得る船舶の振動又は衝撃	156.65MHz	通常操船する場所の近く

A－6 海上移動業務の無線局の無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
(1) 免許証 (2) 写真1枚 (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

A－7 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。(注)
注 次に掲げる場合にあっては、聴守をすることを要しない。(以下2、3及び4において同じ。)
(1) 船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないとき。
(2) 海岸局については、現に通信を行っている場合
- 2 F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、航行中常時、そのいずれかの周波数で聴守をしなければならない。
- 3 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- 4 船舶局であって電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。

A－8 免許人が無線局の変更検査（電波法第18条の検査をいう。）を受けなければ、その変更に係る部分を運用してはならないとき(注)に関する次の記述のうち、電波法第18条の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務省令で定める場合を除く。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方又は通信事項の変更の許可を受け、当該変更を行ったとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第20条（免許の承継）の規定により、免許人の地位を承継し、又は総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継したとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。

A－9 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条から第8条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の A 以上、 B 、その機能を確認しておかなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、それぞれ①及び②により機能を確認めた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を C に通知しなければならない。

A	B	C
1 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	主任無線従事者
2 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	船舶の責任者
3 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	船舶の責任者
4 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	主任無線従事者

A－10 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第154条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、順次送信する次の(1)及び(2)に掲げる事項によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出符号 A

(2) 自局の呼出符号 B
- ② 応答は、順次送信する次の(1)及び(2)に掲げる事項によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出符号 C

(2) 自局の呼出符号 D

A	B	C	D
1 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下
2 3回以下	3回以下	1回	1回
3 3回以下	3回以下	2回以下	2回以下
4 2回以下	2回以下	1回	1回

A－11 次の記述は、「非常通信」の定義について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A において、 B を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、 C 又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信業務の通信	電力の供給の確保
2 発生し、又は発生するおそれがある場合	有線通信	交通通信の確保
3 発生した場合	電気通信業務の通信	交通通信の確保
4 発生した場合	有線通信	電力の供給の確保

A－12 次の記述は、航空局等（注）における遭難通信及び緊急通信について述べたものである。電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- ① 航空局等は、遭難通信を受信したときは、 A 、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある B 等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が C 継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 現に通信中の場合を除き	搜索救助機関に対して救助を要請する	自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）
2 現に通信中の場合を除き	無線局に対して通報する	終了するまでの間
3 他の一切の無線通信に優先して	搜索救助機関に対して救助を要請する	終了するまでの間
4 他の一切の無線通信に優先して	無線局に対して通報する	自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）

A－13 次の記述は、安全呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第96条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ② 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ③ ②の安全通報は、 B するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ④ ②の安全通報には、通報の C を附さなければならない。

A	B	C
1 安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	出所及び日時
2 安全	その通報を入手した直後から送信	種類及び重要度
3 警報	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	種類及び重要度
4 警報	その通報を入手した直後から送信	出所及び日時

A－14 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の高調波の強度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A－15 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第 2 1 条）、電波法施行規則（第 3 8 条）及び無線局免許手続規則（第 2 3 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、船舶局にあつては、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 船上通信局にあつては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付の申請をしようとするときは、免許人の名称、無線局の種別及び局数、識別信号、免許の番号及び再交付を求める理由を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。また、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともに、総務大臣又は総合通信局長にその旨報告しなければならない。

A－16 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について述べたものである。電波法施行規則（第 4 0 条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の □内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線業務日誌に記載する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。
- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う □A □においては、□B □（国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であつて、□B □によることが不便であるものにおいては、□C □によるものとし、□D □こと。）
 - (2) (1)以外の無線局においては、□C □

	A	B	C	D
1	海岸局	協定世界時	中央標準時	あらかじめ総務大臣の許可を得る
2	航空局	協定世界時	中央標準時	その旨表示する
3	海岸局	中央標準時	協定世界時	その旨表示する
4	航空局	中央標準時	協定世界時	あらかじめ総務大臣の許可を得る

A－17 次の記述は、航空移動業務の一般的な通信手続について述べたものである。無線通信規則（第 4 5 条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 通則として、航空局との通信連絡は、航空機局から行う。このため、航空機局は、航空局の指定運用区域内（注）に入つた場合に限り、その航空局を呼び出すことができる。
注 個々の業務を提供するために運用上必要とされる空間であり、その設備について周波数保護が与えられるものをいう。
- ② 航空機局にあてる通信を有する航空局は、その航空機局が □A □であり、かつ、その航空局の指定運用区域内にあると認められるときは、その局を呼び出すことができる。
- ③ 航空局は、複数の航空機局から連続して密集した呼出しを受けたときは、それらの航空機局が通信を伝送することができる □B □を決定する。この決定は、無線通信規則第 4 4 条の優先順位に基づいて行わなければならない。
- ④ 局は、伝送する前に、その伝送が、現に行われている通信に混信を与えないこと及び被呼出局が他局と通信していないことを確保するよう注意しなければならない。
- ⑤ 航空局に対して無線電話呼出しを行ったが、応答を受信しない場合には、その後、その局に対する呼出しを行う前には少なくとも □C □の間隔を置くものとする。
- ⑥ 航空機局は、呼出しと呼出しの間に □D □してはならない。

	A	B	C	D
1	通信中	順序	1 分間	搬送波を輻射
2	通信中	時刻	1 0 秒間	試験電波を発射
3	聴守中	順序	1 0 秒間	搬送波を輻射
4	聴守中	時刻	1 分間	試験電波を発射

A－18 免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人所属の無線局に選任されている無線従事者の免許の取消しの処分を受けることがある。
- 2 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限の処分を受けることがある。
- 3 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分を受けることがある。
- 4 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限の処分を受けることがある。

A－19 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A B 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する C 探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B	C
1 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の下にある局を
2 自国の領域内で発せられた場合には	速やかにこれを	自国の管轄の下にある局を
3 いずれから発せられたかを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の下にある局をも
4 自国の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の下にある局をも

A－20 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）第4章（無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 海上人命安全条約

- 船舶は、海上にある間、次の(1)から(4)までに定めるところにより A をする。
- (1) 船舶が第4章第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いる B
 - (2) 船舶が第4章第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 C
 - (3) 船舶が第4章第10規則2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 C 及び8414.5キロヘルツ並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4207.5キロヘルツ、6312キロヘルツ、1万2577キロヘルツ又は1万6804.5キロヘルツのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した D
 - (4) 船舶が第4章第10規則1.1の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C	D
1 無休聴守	VHF第70チャンネル	2182キロヘルツ	少なくとも二の周波数
2 無休聴守	VHF第70チャンネル	2187.5キロヘルツ	少なくとも一の周波数
3 無休聴守	VHF第16チャンネル	2182キロヘルツ	少なくとも二の周波数
4 実行可能な限り無休聴守	VHF第16チャンネル	2187.5キロヘルツ	少なくとも一の周波数
5 実行可能な限り無休聴守	VHF第16チャンネル	2187.5キロヘルツ	少なくとも二の周波数

B－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して ア において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局の免許の有効期間は、 イ とする。
- ④ ③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③の規定にかかわらず、この一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 ウ を超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項に規定するものを除く。

- ⑥ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、 エ を与える。

(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) オ (4) 運用許容時間

- | | | | |
|------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 1 10年を超えない範囲内 | 2 5年を超えない範囲内 | 3 5年 | 4 3年 |
| 5 6箇月以上1年 | 6 3箇月以上6箇月 | 7 無線局の予備免許 | 8 無線局の免許 |
| 9 実効輻射電力 | 10 空中線電力 | | |

B－2 次の記述は、無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下同じ。）の ア を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって④によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機 イ 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ウ を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 主任無線従事者は、電波法第40条の定めるところにより、 ア を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ④ 無線局の免許人等（注）は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

注 免許人及び電波法第27条の2第3第1項の登録人をいう。以下同じ。

- ⑤ ④によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、 ア に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ⑥ ④によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が⑤の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- ⑦ 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、④によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める エ ごとに、 ア に関し総務大臣の行う オ を受けさせなければならない。

- | | | |
|------------------|------------------|----------------|
| 1 無線設備の操作の監督 | 2 無線設備の管理及び運用 | 3 が航行中であるため |
| 4 の運航計画の変更のため | 5 符号 | 6 モールス符号 |
| 7 期間 | 8 資格 | 9 訓練 |
| | | 10 講習 |

B－3 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の □内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その □ア に限る。ただし、 □イ のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、 □ウ ことができる。
- ③ 船舶局は、 □エ と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は □オ について、 □エ から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 1 船舶の航行中及び航行の準備中 | 2 船舶の航行中 |
| 3 受信装置 | 4 無線電話の送受信装置 |
| 5 その運用の停止を命ずる | 6 その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求める |
| 7 海岸局 | 8 海岸局又は船舶局 |
| 9 使用電波の型式若しくは周波数 | 10 使用する空中線電力 |

B－4 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- イ 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）の電波を使用して、無線電話により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。ウにおいて同じ。

- ウ 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。
- エ 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- オ 海岸地球局は、遭難警報を受信したときは、遅滞なく、遭難船舶の付近にある船舶地球局に対し、当該遭難警報の中継を送信しなければならない。

B－5 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報とは、地上無線通信に使用する周波数帯において、遭難呼出フォーマットを使用するデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を経由して中継される遭難通報フォーマットをいう。
- イ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、かつ、即時の救助を求めていることを示す。
- ウ 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- エ 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- オ 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者又は移動局若しくは移動地球局の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。